

令和3年2月5日

保護者 様

埼玉県立越谷南高等学校長 新井 和徳

2月8日（月）から3月7日（日）までの緊急事態宣言期間中の本校の対応について

立春の候、保護者の皆様方には本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、令和3年2月2日に決定された緊急事態宣言の延長をうけ、埼玉県教育委員会から、「新型インフルエンザ等対策措置法に基づいた緊急事態宣言の期間延長に伴う県立学校の対応について」が通知されました。

本校では、登下校時や在校時の3密の回避をしながら、教育活動を継続させるため、始業時間の変更と授業時間の短縮を実施しておりますが、引き続き、新型コロナウイルス感染防止を目的に、下記のとおり期間を延長して実施してまいります。

記

1 登下校時の3密の回避

- ・ 2月8日（月）から3月4日（木）期間の扱いについて
9時35分登校 40分授業の継続

2 部活動の中止

ただし、公式大会等に出場する場合は、その日から起算して14日前から活動を行うことがあります。

3 その他

- (1) 学年末考査期間中も9時35分登校といたしますが、考査時間については、改めて、お子様を通じて連絡させていただきます。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の今後の状況によっては、見直しをおこなう場合がございます。変更がありましたらホームページ等でお知らせします。

連絡先 越谷南高等学校 教頭 勝部、加藤 電話048-988-5161
